

添付法令資料 3 :

公益のための電力供給事業許可保有者の電力網へ接続されるルーフトップ太陽光発電に関する 2021 年 8 月 13 日付インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規則

No.26 (目次)

同月 20 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 ルーフトップ太陽光発電システム
 - 第 1 節 通則 (第 2 条ないし第 5 条)
 - 第 2 節 電力の出力及び入力 of 計算 (第 6 条)
- 第 3 章 ルーフトップ太陽光発電システムの利用
 - 第 1 節 申請 (第 7 条ないし第 9 条)
 - 第 2 節 許認可 (第 10 条ないし第 13 条)
 - 第 3 節 建設及び設置 (第 14 条)
 - 第 4 節 調査及び試験 (第 15 条ないし第 17 条)
 - 第 5 節 入出力電力量メーターの提供及び設置 (第 18 条)
 - 第 6 節 ルーフトップ太陽光発電システムの容量料金 (*Capacity Charge*) 及び非常用電力購入料金 (*Emergency Energy Charge*)
- 第 4 章 報告 (第 21 条ないし第 23 条)
- 第 5 章 電子的なルーフトップ太陽光発電統合サービス及び報告システムアプリケーションの適用 (第 24 条及び第 25 条)
- 第 6 章 ルーフトップ太陽光発電クレームセンター (第 26 条)
- 第 7 章 指導及び監督 (第 27 条)
- 第 8 章 雑則 (第 28 条ないし第 30 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 31 条ないし第 34 条)
- 第 10 章 終則 (第 35 条及び第 36 条)